

各 位

2026 年度 通年休学に関する費用（在籍料）の減額について

学生の海外研修・ボランティアや傷病による長期療養など個のニーズとそれに伴う経済的負担の軽減を目的として、通年休学の在籍料を 105,000 円（教育後援会費前期分 5,000 円含む）としています。この通年休学の在籍料減額適用については、次の 3 つの手続が必要です。

① 前期授業開始日の前日までに教務部窓口へ通年休学願を提出

休学願提出期限：2026 年 4 月 10 日

※ 法科大学院生の提出期限は 2026 年 4 月 2 日です。

※ 休学願には保証人の署名・捺印が必要です。

② 財務部窓口で通年休学減額者用在籍料納入案内を受領

③ 通年休学減額者用在籍料納入案内に基づき、以下の在籍料納入期限までに

在籍料 105,000 円を納入

在籍料納入期限：2026 年 4 月 20 日

※ 納入期限を超過した場合、在籍料減額は無効となります。

通年休学に関する在籍料減額の適用を希望する学生が、これらの手続を各期日までに行わない場合は減額適用外となり、本来の在籍料（前期分学費等）を納入しなければなりませんのでご注意ください。

なお、通年休学に関する相談窓口は教務部⑪番（大学院生は各担当窓口）、在籍料に関する相談窓口は財務部となりますので、詳細は各部で確認してください。

※ 法科大学院の 9 月入学者は、在籍料減額の適用外です。

2025 年 12 月 8 日
財務部